

## 「通学路安全点検事業の実施について」

### 1. 地協事業に計画した背景

- 全国的に小学生などの登下校時の交通事故が問題化している。
- 地協への要望事項で通学路に関するものが多い。

### 2. 事業実施に向けての経過

- 地域活力プランナーサポーターの課題点検グループ（6人）、関係者として駐在所、警察OBの方、地協事務局で協議を重ねた。
- 通学路安全点検のやり方について協議。
  - ・点検の対象
    - \*町別班別通学路（集合場所～学校）
    - \*町別児童会での児童の意見、南郷里幼稚園保護者へのインタビュー
  - ・点検実施者
    - \*各町サポーター（リーダー）
    - \*自治会交通安全担当
    - \*小学校町委員
    - \*各町子ども会会長
    - \*南郷里小学校スクールガード（複数名）
  - ・点検内容
    - \*交通安全および防犯の両面から点検する。
    - \*通学路安全点検時のチェックリストを作成する。
  - ・その他
    - \*点検実施後、報告書を作成し、提出する。
    - \*報告書を整理し、対策等を講じる。
    - \*今年は、8月中を目途に通学路安全点検を実施する。
- 上記の協議をもとに「南郷里通学路安全点検に係る実施要項（案）」作成  
実施要項本文、点検結果記録表、チェックリスト、通学路コースの地図などを役割分担して作成した。
- 地協役員会で「南郷里通学路安全点検に係る実施要項（案）」承認。
- サポーター会議で「南郷里通学路安全点検に係る実施要項」説明し、実施に必要な関係用品を配布した。

### 3. 通学路安全点検の内容

#### 南郷里地域の通学路安全点検に係る実施要項

#### 1 目的

南郷里地域内の小学校通学路の点検を通して、交通安全および防犯にかかる問題箇所を発見し、その改善策を講ずることによって、通学路を利用する子どもや住民の安全を図る。

## 2 実施主体

南郷里地域づくり協議会

## 3 点検実施者

次の者を基本に自治会の実情に即して選定する。

- ・南郷里地域活力プランナーサポーター（以下、サポーターという。）
- ・各自治会の交通安全担当
- ・南郷里小学校 PTA 町委員長
- ・各町子ども会会長
- ・南郷里小学校スクールガード（複数名）【別添町別スクールガード一覧参照】

## 4 点検の対象路線

次の路線を対象とするが、それ以外の路線についても必要と判断されれば対象とする。

- ① 南郷里小学校児童の通学路（児童の登校時各集合場所から小学校まで）および下校時通行している路線とし、なお他自治会内を通過する場合も点検対象とする。⇒今回は、下校時の経路については、対象外とする。
- ②南郷里幼稚園への送迎路線（特に徒歩、自転車送迎で利用される路線）
- ③小学校および幼稚園近辺の道路、交差点、近隣の駐車場や立地建物等

## 5 実施時期と方法等

### （1）実施時期

- ・毎年1回、通学路安全点検を実施する。⇒今回は、8月中を目途に実施する。

### （2）点検の方法

以下の二通りの方法で実施する。

#### A：通学路パトロールによる点検

- ①自治会単位で実施する。
- ②サポーターがチーフとなる。なお、サポーターに不都合がある場合は、実施代理者が行う。また実施者間で協議の上役割分担することもできる。
- ③点検実施日を、実施関係者同士で調整し決める。  
点検時間については、登下校時間帯が望ましいが、これにこだわらなくてもよい。
- ④具体的な点検要領は次のとおりとする。
  - ・チェックリスト（別添）（地図含む）により現場等の状況を記録する。
  - ・現場の写真を撮影する。写真撮影者は、腕章（貸与予定）を必ず着用する。カメラについては、私有物使用とする（スマホ撮影も可）

#### B：通行者等へのインタビューによる点検

- ①南郷里小学校の児童へのインタビュー  
南郷里小学校の町別児童会での意見および集合場所での聞き取りにより行う。

【別添 7月10日開催の令和元年度第2回町別児童会資料参照】

②幼稚園保護者へのインタビュー

該当者への聞き取りにより行う。

C: ③については、別途点検実施者を決める。

(3) 点検の結果は、サポーターが確認し、点検結果報告書(別添)により南郷里地域活カプランナー(以下プランナーという。)に提出する。なお、写真はデータ(jpeg)での提供とする(受け渡しのUSBを事前に配布予定)

(4) その他

①点検の実施に当たっては、自治会別班別通学路コースの地図(事前に手配予定)を携行する。

②自治会、南郷里小学校、南郷里幼稚園等へ実施の事前連絡を行う。

## 6 点検の総括と対応

- ① 地域全体の点検終了後、プランナーは点検報告の集約および情報共有を図る。
- ② なお、情報共有に当たっては、必ず学校、駐在所、自治会役員ほか関係者に対して会議開催もしくは文書配布等により周知を図る。
- ③ 危険箇所等での対応方法については、プランナーおよびサポーターにより自治会や警察、道路管理者等関係者と共に協議をしていく。
- ④ ①～③の経過については、地域づくり協議会役員会に報告する。
- ⑤ 後日、通学路点検での改善箇所および危険箇所等は、危険マップ等を作成し、また広報等により自治会や地域住民に知らせる。

## 7 点検中の事故等について

- ・点検中にケガや事故等があった場合は、ただちに地協事務局へ通報する
- ・傷害保険の適用を受ける場合は受診後ただちに地協事務局へ連絡すること。

(参考)

南郷里通学路安全点検に係る実施要項(案)の作成者(敬称略)

○南郷里地域活カプランナーサポーター課題点検グループ

- ・那須賢三(宮司西町)
- ・西川廣幸(大東町)
- ・有川博延(今川町)
- ・吉居成好(新栄町)
- ・高木 康(日の出町)
- ・水野知義(南田附西町)

○関係者

- ・今川駐在所
- ・泉駐在所
- ・宮垣秀太郎(警察0B)

○地域づくり協議会事務局

- ・水森